

2020. 5. 29

国内観光の一部再開について（新型コロナウイルス関連）

- 5月28日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、6月1日からウズベキスタン国内の観光業を一部再開することを発表しました。
- 本措置に伴い、評価区分「緑」及び「黄」の地域においては、検疫上の規則を厳格に遵守することを条件として、ツアーオペレーター、旅行代理店、宿泊施設、文化施設、文化遺産などの活動再開が認められます。評価区分については、当館ホームページに一覧表を掲載しております（https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kanwa.html）ので、そちらをご参照ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

- 1 5月28日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、地域の感染状況の評価区分が「緑」及び「黄」の地域について、6月1日から国内観光業の活動再開を許可すると発表しました。
- 2 本決定に伴い、ツアーオペレーター、旅行代理店、宿泊施設、文化施設、文化遺産などについては、検疫上の規則の遵守を条件に、活動再開が認められます。
- 3 また、本決定に関し、アブドゥハキモフ副首相は「大統領の指示に基づき、我が国の安全、特に、衛生上及び疫学上の安全、新たな疾病の発生の防止などについて考慮しつつ、他国で実施されている対策について徹底した分析が行われている。大統領は、他国の疫学的状況に基づいて、最初の段階として国内観光の漸進的な開放を、それ以降の段階として私たちの国への国際便の段階的な運航再開をしていく決定を行った」と述べ、国外からの観光客を段階的に受け入れていく方針を示しました。
- 4 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060, （夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311, （内線）2902, 2903